

静岡地方最低賃金審議会運営規程案新旧対照表

改正案	現 行
<p>第3条 ……小委員会を設けることができる。</p> <p>第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。（新設）</p> <p>2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。（新設）</p> <p>3 ……その旨を会長に通知しなければならない。</p> <p>4 ……あらかじめ会長に通知しなければならない。</p> <p>第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。（以下削除）</p> <p>3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとし</p>	<p>第3条 ……小委員会等を設けることができる。</p> <p>1 ……その旨を会長に<u>適切な方法</u>で通知しなければならない。</p> <p>2 ……あらかじめ会長に<u>適切な方法</u>で通知しなければならない。</p> <p>第7条 会議の議事については、議事録を作成し、<u>議事録には、会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする。</u></p> <p>3 <u>前条第1項ただし書きにより、会長が非公開とした会議については、</u></p>

<p>る。(4項から繰り上げ)</p> <p>4 前3項の規定は、小委員会について準用する。(新設)</p> <p>第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、<u>議決書又は答弁書を局長に提出するものとする。</u></p> <p>第9条 この規定の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。 (第10条から繰り上げ)</p> <p>第10条 (削除)</p>	<p><u>議事録も非公開とする。</u></p> <p>4 <u>議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。</u></p> <p>第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、<u>答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度静岡労働局長に送付するものとする。</u></p> <p>第9条 <u>この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。</u></p> <p>第10条 <u>この規定の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。</u></p>
---	---

(傍線部分は改正部分)